

南区まちづくり活動サポート事業 募集要項 新旧対照表

改正後（案）	改正前	備考
<p>P.1</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>この事業は、<u>南区自治協議会が区の活性化に向けた事業を企業・団体から募り、南区まちづくり活動サポート事業（以下「本事業」という。）として区自治協議会提案事業の一部を委託することで、応募団体の多様な資源や新たな視点によるアイデアを活用し、より効果的な協働による事業展開を図ることを目的に実施するものである。</u></p> <p>(2) 応募対象者</p> <p><u>南区内で本事業を実施できる団体（NPO 法人，市民活動団体，町内会・自治会，公益法人，企業等）とする。ただし，次の①から④のいずれかに該当する場合は対象外とする。</u></p> <p>① 個人事業主</p> <p>② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団若しくは暴力団員との</p>	<p>P.1</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>この事業は、<u>区の活性化に向けた事業を企業・団体から募り、多様な資源や新たな視点によるアイデアを活用し、より効果的な協働による事業展開を図ることを目的として、区自治協議会提案事業の一部を委託するものである。</u></p> <p>(2) 応募対象者</p> <p><u>南区の活性化に寄与し、南区自治協議会と連携して事業を実施する企業・団体とする。ただし，次の①から③のいずれかに該当する場合は対象者に該当しないものとする。</u></p> <p>① 個人事業主</p> <p>② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団若しくは暴力</p>	

<p>密接な関係のある企業若しくは団体</p> <p>③ 宗教的活動又は政治的活動に関する団体</p> <p><u>④ 団体の運営に関する定款又は相当する規則や会則などを備えていない団体</u></p> <p>(3) 対象事業</p> <p>南区自治協議会と連携して実施し、南区区ビジョンまちづくり計画に掲げる「目指す区のすがた※1」のいずれかに資する事業とする。<u>(過去に本事業により実施された事業は1回のみ再応募可能)</u></p> <p>※1 「目指す区のすがた」</p> <p>《ともに築く安心に支えられるまち》</p> <p>《やさしさの輪が広がり、誰もが主役として活躍できるまち》</p> <p>《行き交う人びとがにぎわいをもたらすまち》</p> <p>《地域の宝に気づき、守り、魅力あふれるまち》</p> <p><u>以下の事業は対象となりません。</u></p> <p><u>① 本市及び他の公共団体並びに他の団体等が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの</u></p> <p><u>② 区の活性化に資する事業でないもの、特定の個人や団体の利益を目的とするもの</u></p> <p><u>③ 宗教的活動若しくは政治的活動を目的とするもの又は当該事業</u></p>	<p>団員との密接な関係のある企業若しくは団体</p> <p>③ 宗教的活動又は政治的活動に関する団体</p> <p>(3) 対象事業</p> <p>南区自治協議会と連携して実施し、南区区ビジョンまちづくり計画に掲げる「目指す区のすがた※1」のいずれかに資する事業で、次の①から⑤のいずれにも該当するもの。<u>過去に本事業により実施された事業は1回のみ再応募できる。</u></p> <p><u>① 事業採択通知日（6月中旬）～令和6年2月29日（木）に、南区内で実施し、事業の主たる効果が南区内で生じる事業</u></p> <p><u>② 政治、宗教などに関する事業及び公序良俗に反する事業でない</u></p> <p><u>③ 本市が行う財政的支援を受けていない及び申請していない事業</u></p> <p><u>④ 応募対象者が継続的に実施している事業でない</u></p> <p><u>⑤ 営利を目的とする事業でない</u></p> <p>※1 「目指す区のすがた」</p> <p>《ともに築く安心に支えられるまち》</p>	
---	---	--

<p><u>の効果が、宗教的活動若しくは政治的活動に対する援助、助長等につながると認められるもの</u></p> <p><u>④ 本市や他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの</u></p> <p><u>の</u></p> <p><u>⑤ 団体から他の団体等への単なる補助となっているもの</u></p> <p><u>⑥ 物品等の購入・配布を主たる目的とするもの</u></p> <p><u>⑦ 事業の主たる効果が区外で生じるもの</u></p> <p><u>⑧ 公序良俗に反するもの又はおそれのあるものなど適当でないと認められるもの</u></p> <p><u>⑨ 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの</u></p> <p><u>の</u></p> <p><u>⑩ これまで実施していたもので新規性のないもの</u></p> <p><u>⑪ 事業採択日以前もしくは令和7年2月28日（金）以降に実施するもの</u></p>	<p>《やさしさの輪が広がり、誰もが主役として活躍できるまち》</p> <p>《行き交う人びとがにぎわいをもたらすまち》</p> <p>《地域の宝に気づき、守り、魅力あふれるまち》</p>	
---	--	--

<p>P.2</p> <p>(5) 対象経費等</p> <p>本事業に直接要するもので、必要最低限の経費を対象とする。<u>詳細は、別表1のとおりとする。</u></p> <p>ただし、次の経費を除く。</p> <p>① 応募対象者の事務所等を維持するための経費</p> <p>② 応募対象者の経常的な活動に要する経費</p> <p>③ <u>応募対象者の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費</u></p> <p>④ <u>応募対象者の構成員に対する本事業に関連しない人件費やそれに準ずる経費</u></p> <p>⑤ <u>単価3万円(税込)を超える物品の購入費</u></p> <p>⑥ その他、事業に直接関係ないと新潟市が認める経費</p>	<p>P.2</p> <p>(5) 対象経費等</p> <p>事業に直接要するもので、必要最低限の経費を対象とする。ただし、次の経費を除く。</p> <p>① 応募対象者の事務所等を維持するための経費</p> <p>② 応募対象者の経常的な活動に要する経費</p> <p>③ <u>食糧費(健康管理上必要なものは除く)</u></p> <p>④ <u>応募対象者の構成員に対する人件費やそれに準ずる経費</u></p> <p>⑤ <u>単価3万円(税込)を超える物品(以下「備品」という。)の購入費</u></p> <p>⑥ その他、事業に直接関係ないと新潟市が認める経費</p>	
<p>P.3</p> <p>3 審査</p> <p>(1) 審査基準 (略)</p> <p>(2) 審査方法 (略)</p> <p>(3) 審査員 <u>南区自治協議会の委員及び地域総務課長が務める。</u></p>	<p>P.3</p> <p>3 審査</p> <p>(1) 審査基準 (略)</p> <p>(2) 審査方法 (略)</p> <p>(3) 審査員 <u>南区自治協議会の委員が務めます。</u></p>	

<p>P.4</p> <p>6 事業実施後に関する事項</p> <p>(1) 報告書の提出 (略)</p> <p>(2) 南区自治協議会での報告 <u>年度末に開催する南区自治協議会本会議で、当事業の結果報告をすること。</u></p>	<p>P4</p> <p>6 事業実施後に関する事項</p> <p>(1) 報告書の提出 (略)</p> <p>(2) 南区自治協議会での報告 <u>令和〇年3月に開催する第12回南区自治協議会本会議で、当事業の結果報告をすること。</u></p>	
<p>P.6, 7</p> <p>別表1 対象・対象外経費について 追加</p>		